

# 国土交通省における 緊急公共工物品質確保対策について

国土交通省大臣官房技術調査課

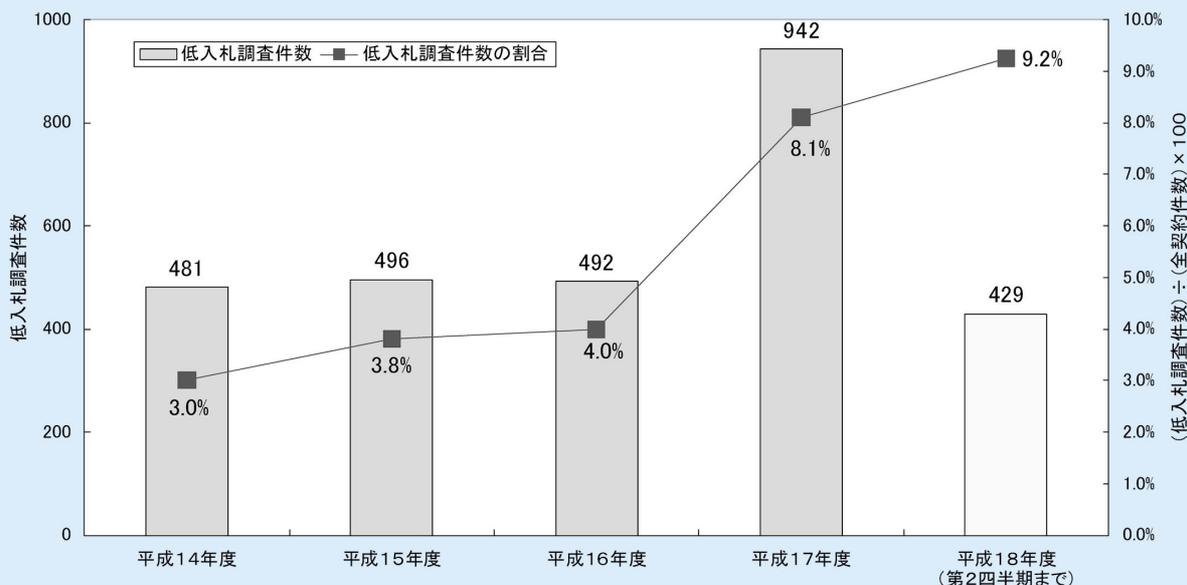


## はじめに

国土交通省では、公共工事において極端な低価格による受注が行われた場合、工事の品質確保への支障、下請企業へのしわ寄せ、労働条件の悪

化、安全対策の不徹底など弊害が懸念されることから、これまでさまざまな対策を講じてきました。しかしながら、平成17年度後半以降、特に大規模工事においても著しい低価格による受注が頻発し、平成17年度に低入札価格調査を実施した工事件数は、平成16年度の約2倍に増加しました

- ・全契約件数に占める低入札価格調査件数の割合は、年々増加の傾向にある。
- ・平成17年度は急増(平成16年度の約2倍)しており、平成18年度も同様の傾向。



※数値は、8地方整備局のもの。ただし、H18年度の数値は港湾空港を除く数値であり、かつ速報値。

図 1 低入札価格調査を実施した工事件数の推移

(図 1)

このため、平成18年4月14日には、監督・検査や立入調査の強化等、工事の施工段階における対策を中心とした「いわゆるダンプینگ受注に係る公共工事の品質確保および下請業者へのしわ寄せの排除等の対策について」をとりまとめ、各地方整備局等へ通知を行いましたが、その後も低価格による入札案件が高水準で推移し、国民の安全・安心に直結する公共工事の品質確保に支障が及ぶおそれが一層高まっています。平成18年上半期までの入札結果を見ると、年度末に低入札が多発した平成17年度を上回るペースで低入札調査対象工事が発生しています(図 1)。

こうした状況を踏まえ、入札段階を中心とした新たな対策として平成18年12月8日に、「緊急公共工事品質確保対策について」をとりまとめ、全国の地方整備局に通知しました。本稿では、この緊急公共工事品質確保対策(以下、「緊急対策」という)について、その概要を紹介します。



## 緊急公共工事品質確保対策の概要

### (1) 施工体制確認型総合評価方式の試行

従前の総合評価方式においては、技術評価点の配点・付与において、施工内容実現の确实さが考慮されていませんでした。また、発注者が求める最低限の施工内容を実現できる場合に付与される標準点が100点であるのに対し、技術提案の内容に応じて付与される加算点の上限は50点(実際の適用では大半が30点以下)であり、著しい低価格での入札がなされた場合、評価値の算出にあたって入札参加者の技術力を必ずしも十分に評価できていませんでした。

このため、緊急対策として、原則、一般土木工事、鋼橋上部工事、プレストレスト・コンクリート工事および港湾空港等工事で予定価格が2億円以上の工事を対象(その他の工事についても試行可能)に、施工体制が確実に確保できるかどうかを審査要素に加える総合評価方式(施工体制確認型総合評価方式)を試行することとしました(図 2)。

施工体制確認型総合評価方式においては、技術評価点に、新たに「施工体制評価点」30点を追加し、品質確保のための体制その他の施工体制の確

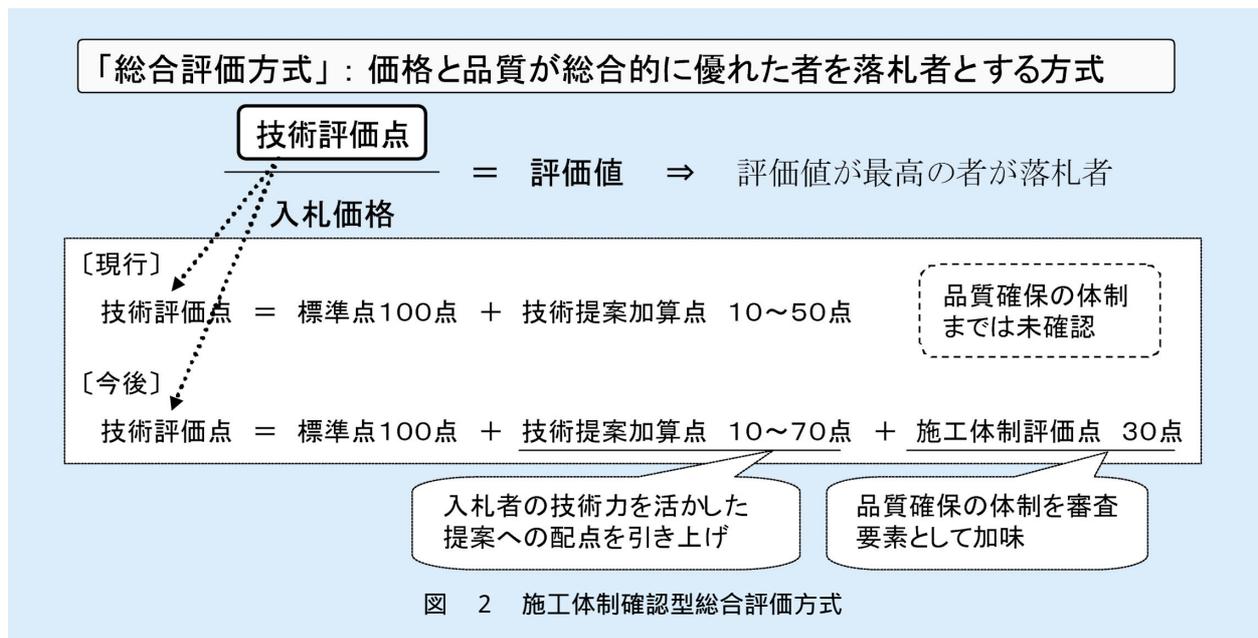


図 2 施工体制確認型総合評価方式

保状況に応じ、発注者が求める施工内容をより確実に実現できるかどうかを評価します。また、発注者が示す標準案以外の施工方法等に関する技術提案に対し10～50点の範囲で付与している加算点を、10～70点の範囲で付与（簡易型総合評価方式では、10～30点を10～50点とする）することとし、評価値における技術力評価の影響を大幅に拡大しています。なお、新技術・新工法等によるコスト削減の技術提案については、施工体制評価点の審査・評価において考慮することとしています。

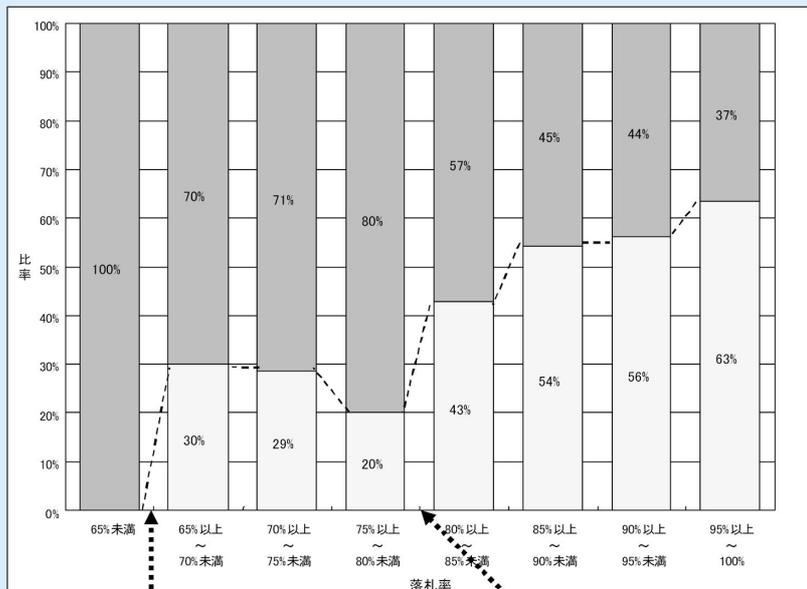
## (2) 特別重点調査の試行

会計法令では、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込み（入札）を行った者を契約の相手方とすることを原則としていますが、その価格が基準価格（国土交通省では、工事ごとに予定価格の2/3～8/10の範囲内で設定）を下回る場合には調査（低入札価格調査）を行い、その

結果、契約の内容が履行されないおそれがあると認められる場合は、次順位者と契約できると規定されています。しかしながら、国土交通省直轄工事においては、これまで「契約の内容が履行されないおそれがある場合」がどのような場合かを明確にしていなかったため、実際に基準価格を下回る入札がなされた場合のほとんどにおいてその者を契約の相手方とせざるを得ず、制度が的確に運用されていない状況でした。

このため、緊急対策として、低入札価格調査の際、極端な低価格による入札者を対象に特に重点的な調査（特別重点調査）を実施し、入札価格の内訳や根拠を厳格に調査することとしました。また、「契約の内容が履行されないおそれがある」と認められる場合をあらかじめ具体化しておき、特別重点調査の結果、これらに該当する場合は、その入札者とは契約を結ばないこととし、低入札価格調査制度の的確な運用を図ることとしました。

- ・工事成績評定は、工事の品質を表す一つの指標として、工事完成後に発注者が評価採点。
- ・落札率が低くなるほど工事成績評定が低くなり、平均点以上の工事が減少する傾向。



※品質に係る試験等の結果が規格値・試験基準を満足せず品質が劣る工事は、全て平均点未満の工事において発生している。

■ 平均点未満の工事  
□ 平均点以上の工事

※工事成績評定点の平均点：74点（平成15年度竣工の土木工事(全国)）

※対象データ(工事規模1億円以上) 平成15・16年度竣工工事から310件の工事を抽出

- ・工事費を構成する直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費について、それぞれ発注者の積算額の75%、70%、60%、30%とすると、概ね65%に相当。
- ・概ね65%未満では、平均点以上の工事は無い。

概ね80%未満では、平均点以上の工事が大幅に減る。

図 3 工事成績評定と落札率の関係

なお、特別重点調査の対象は、予定価格2億円以上の工事入札における低入札価格調査の対象者で、かつ、入札価格の積算内訳である費目別金額を予定価格の費目別金額で除して得られる割合が一定割合（直接工事費で75%、共通仮設費で70%、現場管理費で60%、一般管理費等で30%のいずれか（図 3））。ただし、新技術・新工法等によるコスト縮減により一定割合を下回る場合は、適用対象外）を下回る入札をした者としていません。

#### (3) 一般競争参加資格として必要な同種工事の実績要件の緩和

国土交通省では、一般競争入札の参加資格として、参加企業および配置予定技術者に、元請として過去に同種工事を施工した実績があることを求めています。現在、同種工事の経験として認める対象期間は、少なくとも10年とされており、同種工事の施工実績がこの対象期間外のものしかなくなると、一般競争参加資格の一つである同種工事の施工実績要件を満たさなくなることから、このような企業は無理な低価格で入札してでも「実績づくり」をせざるを得なくなるとの指摘があります。

このため、緊急対策として、同種工事の施工実績について、少なくとも10年としているものについては、当面、最大で過去15年以内の施工実績まで対象とすることができるよう要件を緩和しました。

#### (4) その他の対策

以上の対策の他、宮城県が平成18年11月以降に公告する3億円以上の工事すべてについて入札ボンドを試行導入するのに合わせ、東北地方整備局

において予定価格7.2億円以上の直轄工事を対象に試行導入している入札ボンドを、宮城県内における直轄工事については、予定価格2億円以上の工事まで対象を拡大することとしました。

また、公正取引委員会との連携強化を図るため、国土交通省が発注機関として入手する低価格入札案件情報（入札結果情報、特別重点調査により赤字受注のおそれありとされた結果等）や建設業許可部局が実施する立入調査の結果等について、必要に応じ、公正取引委員会に対し通報等を実施するものとし、国土交通省と公正取引委員会との連絡会議（平成18年10月12日に第1回開催）を随時開催することにより、連携を一層強化することとしました。

さらに、著しい低価格による受注の頻発に伴い一部の工種で平均落札率が急激に低下している状況を踏まえ、最新の取引状況についての特別実態調査を実施するとともに、その結果を迅速かつ的確に予定価格（積算基準）に反映させることとしました。

## 3 おわりに

「国土交通省直轄事業の建設生産システムにおける発注者責任に関する懇談会」の中間とりまとめにおいて、「発注者は、公共サービスの享受者である国民に対して、透明性の高い競争を通じ、価格と品質が総合的に優れた工事等の調達を実施することで、最も価値のある社会資本を適切な時期に提供する責任がある。」とされているところです。著しい低価格による受注は公共工事の品質に対し重大な影響を及ぼしかねません。国土交通省では、今後とも公共工事の品質確保に向けた必要な施策を講じて参ります。